

## (5) 清算に関する手続き

法人が解散したときは、その解散事由が「合併」及び「破産手続開始の決定」の場合を除いて、理事（ただし、定款に定めがあるときはその定款に定められた者となり、社員総会において他の者を選任したときはその選任された者となります。）が清算人となり、裁判所の監督のもとに、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡し並びにこれらを行うために必要な行為を行い、清算することになります。

また、清算人となる者がいないとき、または清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所が、利害関係人若しくは検察官の請求または職権により、清算人を選任します。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人もしくは検察官の請求または職権により、清算人を解任することもできます。清算の手続きに関して、必要に応じて所轄庁に届出または所轄庁の認証を受ける必要がありますので注意してください。

### ① 清算中に清算人が就任した場合の届出

清算中に新たな清算人が就任した場合、その清算人は、氏名及び住所を所轄庁に届け出なければなりません。その際に所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	清算人就任届出書（規則第11号様式）	1部
2	清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（例：現在事項証明書）	1部

清算人就任届出書

届出書を提出(郵送)する日付を記載してください。

○○年○○月○○日

香川県知事 ○○○○ 殿

(特定非営利活動法人の名称)  
特定非営利活動法人 ○○○○  
清算人 住所又は居所 ○○市・郡○○町○○丁目○○番○○号  
氏名 ○○ ○○

清算中に清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

- 清算人の氏名及び住所又は居所  
○○ ○○  
○○市・郡○○町○○丁目○○番○○号
- 清算人に就任した年月日  
○○年○○月○○日